

○ 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）（第十二条関係）

改正案	現行
<p>（損益計算書の区分） 第四十八条（略）</p> <p>2 営業収益及び営業費用は、資産の運用に係る業務及びその附帯業務に関する収益又は費用を、受取利息、有価証券売却損益、不動産賃貸収入、不動産売却損益、資産運用報酬、資産保管手数料、減損損失（営業費用の性質を有する場合に限る。）その他の収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した項目に細分しなければならない。</p> <p>3 特別利益に属する利益及び特別損失に属する損失は、<u>前期損益修正損益、負ののれん発生益、減損損失（特別損失の性質を有する場合に限る。）</u>、災害による損失その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。</p> <p>4・5（略）</p>	<p>（損益計算書の区分） 第四十八条（略）</p> <p>2 営業収益及び営業費用は、資産の運用に係る業務及びその附帯業務に関する収益又は費用を、受取利息、有価証券売却損益、不動産賃貸収入、不動産売却損益、資産運用報酬、資産保管手数料その他の収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した項目に細分しなければならない。</p> <p>3 特別利益に属する利益及び特別損失に属する損失は、<u>災害による損失、前期損益修正損益</u>その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。</p> <p>4・5（略）</p>